

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 小樽市ふるさと納税推進業務（以下「業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、小樽市個人情報保護条例その他の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、業務を委託する小樽市（以下「委託者」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(資料等の返還)

第7 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等については、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないことその他の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

第9 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第10 受託者は、この契約による業務を行うに当たり、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を行うに当たり、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(立入調査及び調査)

第11 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況等について、随時に実地に立入検査又は調査をし、その報告を求めることができる。

2 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができるものとし、受託者はこれに従うものとする。